

平成 14 年 7 月 8 日

各 位

株式会社 大和銀ホールディングス  
(コード番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社大和銀行（頭取 勝田 泰久）および株式会社あさひ銀行（頭取 梁瀬 行雄）の取引先である大日本土木株式会社について、東京地方裁判所に民事再生法手続開始の申立が行なわれました。この結果、大日本土木株式会社に対する債権について取立不能および取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 大日本土木株式会社の概要

- (1) 所在地 : 岐阜市宇佐南 1 - 6 - 8
- (2) 代表者の氏名 : 鬼頭 徳就
- (3) 資本金の額 : 14,589 百万円
- (4) 事業の内容 : 総合建設業

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成 14 年 7 月 5 日、東京地方裁判所への民事再生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

株式会社大和銀行 貸出金 19 億円  
株式会社あさひ銀行 貸出金 9 億円

なお、当社子会社である近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております平成 15 年 3 月期の業績予想に影響はございません。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。